

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和3年10月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100586号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100106号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年2月1日から平成10年12月1日まで
請求期間において、A社に派遣社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がないため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社に勤務し、C社に派遣されていた旨主張しているところ、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できないものの、請求期間当時のA社において派遣元責任者であった同僚は、請求者の勤務期間は覚えていないが、請求者がA社からC社に派遣されていたことを記憶している旨回答していることから、勤務期間の特定はできないものの、請求者がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社が加入していた健康保険組合は、保存期間経過のため、請求者の同社における被保険者記録は確認できない旨回答しており、同社が加入していた厚生年金基金(平成15年3月1日解散)の記録を引き継いだ企業年金連合会は、請求者の当該厚生年金基金における記録はない旨回答している。

また、C社は、派遣社員は派遣元事業所において社会保険に加入させるため、C社において派遣社員を社会保険に加入させることはない旨回答している。

さらに、請求者の父が請求期間当時加入していた健康保険組合からの回答により、請求者は、請求期間を含む平成7年1月20日から平成10年5月31日までの期間について、父の被扶養者であったことが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、B社は、請求者に関する資料を保存していないことから、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。